

令和6年度第1回徳島県農林水産審議会 次第

日 時：令和6年9月3日（火）

13：30から16：30まで

場 所：徳島グランヴィリオホテル

1階グランヴィリオホール

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 会長の選任について
- (2) 「令和5年度徳島県農林水産基本計画レポート」について
- (3) 「令和5年度徳島県みどりの食料システム戦略基本計画」の取組実績について
- (4) 新たな「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の策定について
- (5) その他

4 閉 会

徳島県農林水産審議会委員名簿

(分野別 敬称略)

		氏 名	役 職	備考 1	備考 2
農業	1	まつだ きよみ 松田 清見	徳島県農業協同組合中央会 会長	新任	欠席
	2	さかもと まさひこ 坂本 雅彦	全国農業協同組合連合会徳島県本部 県本部長		
	3	くぼ ひろし 窪 裕司	徳島県畜産協会 専務理事		
	4	ぼんどう たつお 板東 達生	徳島県土地改良事業団体連合会 常務理事		
	5	かしま なおき 樫山 直樹	徳島県農業法人協会 会長		
	6	おおくぼ みつえ 大久保 光江	徳島県農業委員会女性協議会 会長		
	7	とよさき まい 豊崎 舞	有機認証事業者 (味菜園)		
林業	8	ながせ みつひろ 長瀬 光宏	徳島木材協同組合連合会 副理事長		
	9	いけば ゆかこ 池辺 友香子	建築士 (いけば建築設計室)		
	10	わだ ゆか 和田 由佳	イラストレーター (さかなやデザイン)		
	11	よしだ ゆうみ 吉田 佑美	徳島森林づくり推進機構 職員		
水産	12	さとう たく 佐藤 卓	徳島県漁業協同組合連合会 専務理事	新任	
	13	おか なおひろ 岡 直宏	徳島大学生物資源産業学部 准教授		
	14	おおち さちよ 大地 幸代	日和佐町漁業協同組合 会計主任		
	15	すみむら ようすけ 住村 洋昌	徳島県漁協青壮年部連合会 会長		欠席
マスコミ 流通 消費者等 関係	16	はっとり たけふみ 服部 武文	徳島大学生物資源産業学部長	新任	
	17	わだ ともこ 和田 智子	株式会社泉源 取締役		
	18	ないとう まゆこ 内藤 真由子	ケーブルテレビ徳島株式会社 営業戦略部 課長		
	19	まつだ たくお 松田 卓男	徳島県町村会 副会長		
	20	いわむら しほ 岩村 志保	公益財団法人徳島経済研究所 研究員		欠席
	21	もりもと なおこ 森本 尚子	株式会社キョーエイ 安全安心部 副部長	副会長	
	22	たがみ ようこ 田上 洋子	NPO法人徳島県消費者協会 副会長		
	23	ひさおか みよ 久岡 美代	有限会社 東海産 管理業務部 部長		欠席
	24	かねこ みか 金子 美佳	公募委員 (株式会社ねっこ農園)		
25	よしお みさき 吉尾 美咲	公募委員 (デザイン事務所きらきら工房)			

徳島県農林水産審議会設置条例

平成20年12月25日
徳島県条例第58号

(設置)

第1条 知事の諮問に応じ、徳島県の農林水産に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として、徳島県農林水産審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

1 徳島県農政審議会設置条例(昭和59年徳島県条例第8号)

2 徳島県沿岸漁業等振興審議会設置条例(昭和60年徳島県条例第13号)